

月刊ニューズレター

現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第32号 2017年8月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP(最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 専門職大学再論	吉野 剛弘	2
逸話と世評で綴る女子教育史(32) 明治のはじめの女学校長	神辺 靖光	5
北海道帝国大学学生課『学生と健康』(1935年)を読む —医学部教授兼学生主事;井上善十郎編著—	谷本 宗生	8
新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道(31) 学校沿革史にみる補習科・専攻科(27):広島県(5)	吉野 剛弘	11
学生課・学生部について⑦ 『東北大学五十年史 上』(3)	山本 尚史	13
教育史研究のための大学アーカイブズガイド(4) —日本の大学アーカイブズの目的と事業—	田中 智子	15
教育における自治(4) 石田雄『自治』を読む(3)	富岡 勝	20
予告 東京大学駒場博物館所蔵第一高等学校絵画資料 修復記念—知られざる明治期日本画と「一高」の 倫理・歴史教育—	富岡 勝	24
刊行要項(2015年6月15日現在)		25
編集後記		26

コラム 専門職大学再論

よしの たけひろ
吉野 剛弘
(東京電機大学)

専門職大学について、第30号のコラムで松嶋同人が言及している。さまざまな疑問がありつつも、法律改正が決まった以上、実施されることは確実である。ただし、1911(明治44)年の高等中学校令のようなことにならなければ、である。

第30号のコラムでは、専門職大学が

要請される理由について述べられている。内閣府の言う「第4次産業革命」なるものが本当かどうかはさておき、新しい何かが必要であるということのようである。

しかし、この専門職大学について、私にはどうしても拭えない疑問がある。いったいこの専門職大学は誰が作るのかということである。

ここで想起されるのは、1918(大正7)年の大学令である。これにより、大学として認められる範囲は広がることになったが、大学設置にあたっては50万円(1学部増えるごとにさらに10万円)の資産が必要とされた。

この大学令により、専門学校という地位に甘んじていた機関から大学になるものがあった。それはその機関にとって悲願であった場合も少なくなく、それゆえに沿革史ではしばしば「大学『昇格』」として語られる。

しかし、そのような機運の中で、大学となることを選ばなかった機関があることも事実である。その典型が東京物理学校(現・東京理科大学)である。中等教員を多く輩出する機関として社会的認知を得ていた同校は、大枚をはたいてまで大学になる必要はないという判断を下した。もともと、これを額面通り受け止めるのか、瘦せ我慢とみなすかは精緻な実証が必要である。しかし、ここで重要なのは、一定の理由があれば、「昇格」しないという選択肢はあるということである。

翻って、専門職大学の担い手として、既存の専門学校を想定しているのかもしれない。しかし、これは大きな賭けである。専門職大学は一条校であり、

専門学校—正しくは専修学校専門課程—は、一条校に準じる学校である。どう考えても設置要件は専門職大学の方が厳しい。大学設置がそう簡単ではないことは、どこぞの獣医学部が証明している(これが出る頃には結論が出ているはずである)。

専門学校の中には、長い歴史を持ち、社会的に高い評価を得ているものも少なくない。そういう専門学校には、既存の大学では専攻し得ない分野のものもある。そのような機関が、わざわざ専門職大学になろうとするのだろうか。

そもそも大学になりたいだけならば、現在でも可能である。1991(平成3)年の大学設置基準大綱化を期に、それま

で大学教育が担ってこなかったさまざまな分野の新学部が出来ている。その中には、専門学校を母体に行っているものも実在するのである。

既存の大学が専門職大学になるという選択肢もあるだろう。2018(平成30)年から始まる18歳人口の減少を考えれば、なおのことである。しかし、古い大学観に従えば「降格」ともいえることを自ら望むとも思えない。学生募集に悩む大学が、看板の付け替えを図るべく、専門職大学になるといったことはあるのかもしれない。

そこで想起されるのが、「G型大学」と「L型大学」という議論である。これは、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」の第1回(2014(平成26)年10月4日)で、経営コンサルタントを務める富山和彦氏が提唱したものである(管見の限り、この構想の初出は、同年9月の「まち・ひと・しごと創生会議」である)。「G型大学」は「グローバルで通用する極めて高度なプロフェッショナル人材の排出」、「L型大学」は「生産性向上に資するスキル保持者の排出(職業訓練)」が目的なのだという。ちなみに、「排出」は原文ママなので、人材は「輩出」されるものではなく、教育機関から「排出」されるとお考えなのだろう。仮にも文部科学省のウェブページに公開されている資料なのだから、誤字ということもなからう。

「L型大学」は、新たな高等教育機関に吸収されるべきとも述べられているから、専門職大学との親和性は十分である。しかし、「L型大学」にいずれ制定されるであろう「専門職大学設置基準」を満たす体力があるかは微妙である。

上述の資料で語られる「L型大学」の教育内容は、あまりにも刹那的で、人材の使い捨てとしか思えない代物である。「G型大学」と「L型大学」の話は、教育における新自由主義の浸透というテーマのもとで、私自身が大学の授業で話していることなのだが、「リカレント教育」の観点を入れない限り、「L型大学」出身者は使い捨てられるのみであり、結果的に経済は好循環を果たせないだろうと説明している。

そう考えると、新たな時代への対応として求められるのは、教育機関の「新設」ではなく、学びのあり方の変革ではないか。しかし、「リカレント教育」が提唱されたのは1970年代だが、今なお浸透しないところを考えると、そう簡単な道のりではなさそうである。

しかし、「働き方改革」を進め、「一億総活躍」することを今の内閣は目指しているのである。やれば出来ると思うがどうだろうか。

冒頭で述べた1911(明治44)年の高等中学校令は、桂太郎内閣の下で成立を見た。しかし、その後に首相が何回も変わった(桂が再登板したこともあった)上に、明治から大正に変わる中での国の財政上の問題もあり、1913(大正2)年3月に山本権兵衛内閣の下で施行が事実上の無期延期となり、1918(大正7)年の高等学校令により廃止となった。

はたして今回の学校教育法改正はどうなるのだろうか。しばし注目することにしたい。

***このコラムでは、読者の方からの投稿もお待ちしています。**

逸話と世評で綴る女子教育史(32)

明治のはじめの女学校長

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

明治15年出版の『高名校主自筆百人一首』という冊子に篠原学校校主・篠原直、河村女学校々主・河村重子という二人の似顔絵が載っている。二人の経歴と学校のことを書こう。

篠原学校のことは杉浦重剛が中心になって調査した大日本教育会刊の「維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書」(神辺蔵)に載っている。正徳元(1711)年以来、神田岩本町に続いた手習所(寺子屋)であった。このあたり一帯は大江戸経済の中心で、商家や職人の町であった。直は父の篠原倪山から習字と往来物を学び、天保9(1838)年、父のあとを継いで、この手習所の師匠になった(明治6年・開学明細書の履歴による)。

寺子屋師匠も手習子も圧倒的に男性、男児が多かった。しかし江戸中期ごろから中小の商工業で女子の働き手を求めるようになると、商工業に必要な知識、読み書き算の知識が求められるようになった。これは江戸・大阪のような経済の盛んな所に強く、従って、大都市の寺子屋・手習所に女兒が通うことが顕著になった。町家の娘は商家や職人に嫁すことが多いが、商家や親方の内儀におさまるにしても手代や職人のてまえ、文字の読み書き、そろばんの一つもできなくては睨みがきかない。街の女子はすすんで寺子屋・手習所に



女学校長 篠原直

通う。江戸の下町では手習子は男児より女児の方が多くなった。女児が多くなると男児と女児の部屋を分ける。

“師匠様、以上(男児)とかしく(女児)別に置き”と川柳にある。さらに女児が多くなると、女児だけの手習所になる。そして教師も師匠の妻か娘に代替させる。江戸下町にはこのような女手習所が続出したのである。篠原直の手習所はその典型的なものであった。

ここで一言、寺子屋と手習所について述べておきたい。寺子屋は大阪のことばで、大阪では魚屋、米屋のように商店に屋をつける。寺子(生徒)を集めて商売するから寺子屋という。一方、江戸では手習師匠は、はじめ武士がやったから勿体ぶって“手習指南”“入木道(習字のこと)筆学所”などと言ったが、“手習”が一般語となったので手習所とした。“寺子屋”を教育史上の学術用語にしたのは明治16年、『日本教育史資料』の編さんに際し、文部省が、私塾と区別するため、初等文字学習の稽古所を“寺子屋”に統一したからである。

さて文部省は明治5年の「学制」で西洋式の小学校を指示した。しかし西洋風の小学校がすぐできるはずがない。府県はそれぞれの方式をとったが、東京府は一方で「学制」に準拠した公立小学校の育成につとめつつも大多数は旧来の寺子屋で間に合わせようとした。かくて明治8年に、めぼしい寺子屋を一斉に認定した。篠原直の手習所は篠原学校として『文部省第三年報』に載っている。直はこの学校の校長として続き、明治15年出版の『高名校主自筆百人一首』に載ったのである。

明治9年2月、河村重子が東京府に河村女校の開業願いを届出た(東京府開学願書)。重子は青森県士族・河村宗澹の娘で、当年18歳、祖父の河村吟松について国学、和歌、習字を十数年間学んだという。学科は国学で、古事記・萬葉・古語拾遺・日本書紀・大日本史・日本外史・皇朝史略・詞八街などを教えた。15歳以上の女子を生徒としたもので、女学校の嚆矢たるにふさわしい。翌10年11月、近くの麻布材木町に分校を開いた。本校を含めてこのあたりは坂道に沿って武家屋敷が続いた所である。現在の港区麻布台

周辺で、後に麻布中学校や東洋英和女学校、香蘭女学校等、キリスト教系の中等学校ができて学校街となった。国学系だが、河村女校はその先駆といえよう。明治10年の生徒、本校分校合わせて61名である。

明治10年4月、宮原金矢が芝田村町に恒徳女学校を開いた。この辺は麻布に続く武家屋敷地で、入れ墨判官で有名な遠山金四郎の屋敷があった所である。

金矢の父・宮原成太は安政年間から江戸麹町平川町で漢学塾・蒼雪舎を開いていた。幕末には門人200名を数える大私塾であった。明治9年、息子の宮原確が跡を継ぎ、貝崔学校と改称して私立中学校になった。金矢は確の姉に当る。子どもの頃から父成太について漢学を修め、また氷川神社の詞掌・橋本彦八から国学を学んだ。明治6年、



女学校長 河村重子

第2中学区一番公立小学輶絵学校の一等授業生となって勤務、7年には準下等訓導に栄進した。8年さらに第二番公立小学校桜川女学校下等訓導に累進したが、10年4月、依願退職して私立恒徳女学校を開校したのである。時に宮原金矢25歳であった(明治10年・私学開学願書による)。

女生徒の年齢は15歳以上とし、学科は漢学と国学、8級制で8級から1級まで和漢の書籍を易から難へ並べた教則を作った。全日制で、すべて通学、日曜日を休日にする等、時代の進化を感じさせる。

【参考文献】石川謙『寺子屋』

神辺靖光『明治初期・東京の女学校』

北海道帝国大学学生課『学生と健康』(1935年)を読む

—医学部教授兼学生主事;井上善十郎編著—

たにもと むねお
谷本 宗生(大東文化大学)

今回は、泰成堂書店より入手した北海道帝国大学学生課『学生と健康』(1935年、全69頁、縦18.7×横12.7cm)を皆さんに紹介してみたい!と思う。緒言には、「学生の健康は学業の成否に影響する事大である。殊に実社会に出づるに及んでは、健康こそ最後の勝利を齎すものである。当課は学生に必要な衛生事項の二三を明かにし、健康に関する注意を喚起せしめんとして、今般本学医学部教授兼学生主事井上善十郎氏を煩はして本書を編んだ。学生諸君が之に依つて得る所あらん事を切望する」と記されている。編著者である井上善十郎(1893~1961年)は、東京帝国大学医学部出身の医学博士で、パリのパスツール研究所などで免疫学・衛生学を学んだ人物である。井上は1929年に欧米での研究を終え帰国し、直ぐに北大医学部教授に着任している。

実は、筆者(谷本)は以前にも、古書店より入手した(現在は、東京大学文書館蔵)東京帝国大学学生課『学生健康の栞』(1935年、全139頁、縦18.7×横12.7cm)について、『東京大学史史料室ニュース』第49号(2012年11月、4~5頁)で紹介している。それは、当時の東京帝国大学学生健康相談所が、適切なる衛生思想を在籍する学生らに分かりやすく注意喚起するものであったといえよう。

<http://www.u-tokyo.ac.jp/content/400005680.pdf>

それでは、北大学生課『学生と健康』の目次を示そう。1、学生生徒健康相談所の使命1~2頁、2、健康と学業の成否2~9頁、3、冬季と衛生9~14頁、4、疲労14~16頁、5、結核予防16~20頁、6、日光に親しめ20~23頁、7、性病に就て24~27頁、8、伝染病に就て27~34頁、9、栄養に就て34~39頁、10、食物の中毒39~45頁、11、運動競技に関する注意45~59頁、12、

神経衰弱59～62頁、13、性の意義と其の衛生62～69頁。1[章]で「学生生徒健康相談所の使命は学生生徒の疾病を早期に発見し之を治療すると共に、その健康相談に応じ、各自の体力に適する体育運動の指針を示し、兼ねて衛生思想を鼓吹し、以て一般学生生徒の健康増進を図る事にある。本学に該機関が設けられたのは大正十四年で初め学生生徒診療所と称せられたが、昭和六年に現在の名称に変更された。…特に著いのは身体検査及健康相談の件数の増加で、昭和八年にあつては昭和六年の四倍の多きに達してゐる。此の傾向は健康相談所の使命より見て誠に慶賀すべき現象である。…健康相談所は、学生生徒の病者たると健康者たるとを問はず、時々之を訪問し、殊に運動競技登山水泳等は行はんとする時には予め相談所の医師の検診を乞はれん事を希望する」(1～2頁)と、北大健康相談所が在学生らの健康増進に熱心であることが分かる。2[章]でも「父兄郷党の信望を担つて幾多の難関を突破し、進んで高等の学を修める所以のものは、学業を成就し、自己の本分を發揮し、以て国家社会に貢献するにある。然るに学業半ばにして挫折し、有為なる前途を葬るものが甚だ多い。其の理由には病氣、經濟上又は家事上の都合等を数へる事が出来るが、其の大多数が病氣の理由による事は、大に注意すべき点である」(2頁)と病氣予防の重要性を主張している。

4[章]では「平素の鍛錬が必要である。初めから猛烈なる勉強、過激なる運動をやることは、徒らに疲労を増すのみで益がないばかりか却つて過労或は困憊に陥る危険がある。…殊に本科学生にあつては、学業に励む以外に多少の運動をなし、身体を練磨して、非常の際に於ける急激なる作業に堪へ得るやう、心掛ける必要がある。勉強に於ては、更に平素の心構へが大切である。平素の用意、訓練なき者は、一朝奮発すべき機会に再会する時、意志は徒らに逸つても倦怠感疲労感早く襲来し、焦燥の結果は神経衰弱症となる事もあり、学業の成否に至大の影響がある。疲労の結果に就き更に注意すべきは、之が疾病の誘引となり、殊に種々なる伝染病の発生を促す原因となる事である」(15～16頁)と予防策を述べている。5[章]では「全国には百四十万、北海道だけでも六万以上の[結核]患者が居る事となる。而も結核の発

生する年齢は青年時代が最も多いのであるから、北海道にあつて学業を修めんとする者は特に結核に対し留意する必要がある。…本学入学者に就き、肺の活動性結核を検査した結果に依れば、患者は各年度共略々同等の比率に存し、百人に対し十六人強の割合を示してゐる。此の数字は如何に青年者に多く結核が蔓延してゐるかを語るもので、学校生活の如何は直ちに疾病の増悪又は治癒に関係するものである。活動性結核に於ては、過度の運動を廃し、栄養に注意し、新鮮なる空気を呼吸するやうに心掛くべきである。殊に有熱期にあつては絶対安静が必要であり、解熱するに及んで日光浴、軽度の運動を行ふやうにしなければならない。…学生の結核予防には平素健康相談所を訪れ、結核の早期診断によつて、速かに手当をなし適當なる療法を行ふべく、殊に運動選手たる者或はたらんとする者、若しくは登山遠足等過度の運動に互る場合には予め身体検査を行ふ必要がある」(17～20頁)と具体的な行動を提唱している。

7[章]と13[章]で、思春期の悩みである性病予防(性の衛生)について「[性病]予防の第一は売笑婦に接近せざるにある。情欲の煩惱を払う手段としては閑居を戒め軟弱なる小説、映画、演劇等を排し、学業体育に励むべきである。若し青年学徒にして盲目の血気に驅られ性病に罹患せる時は、自己のため家族のため民族のために羞恥心を抑へ、一刻も早く医師の診療を乞はねばならぬ」(26頁)とし、「(1)心の持ち方…将来大に成功せんと欲する者は学生時代かかる問題のために、貴重な時を浪費してはならない。之を防ぐがためには自己に最も興味ある仕事に没頭し、若し暇のある時には其の大部分を運動や競技に捧ぐべきである。…(2)食物は過剰の蛋白を避ける。蛋白多ければ情欲を亢進せしめるものである。…(5)手淫は男女共に溺れ勝である。手淫を行ふ結果は自尊心を傷け、生殖器官の感受性を消失する。手淫は努めて避くべきである」(69頁)と注意喚起を行っている。

新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道(31)

学校沿革史にみる補習科・専攻科(27):広島県(5)

よしの たけひろ
吉野 剛弘(東京電機大学)

これまで広島県の補習科について検討してきた。これまでに検討したことを整理した上で、今後の展望を示していく。

広島県では、教員の職務専念義務や県有財産の使用という、他県でも同じように発生した問題を前に、補習科を廃止した。決して生徒たちに背を向けられることもなく、入学試験を実施しなければならないような状況にありながら廃止に踏み切ったのである。

地元の予備校の設立や、他機関への機能の移譲が可能になったことが、補習科廃止の直接的な理由ではあるが、つまるところ補習科を運営する熱意の欠如である。もちろん熱意があればよいということではないのだが、浪人生を学校内で救済するということに対する強い忌避があったことは事実であろう。

受験体制に組み込まれることへの生徒側の危機感については、第30号で論じたが、生徒側の意向が学校運営に直接反映されることは多くない。そうしたときに問題となるのは、学校側の意識である。補習科の設置当初に教員組合の反対がみられることは他県の事例でも指摘したが、広島県においても同様のことがあったのではないかと思われる。さらに言えば、その反対論が補習科設置後も覆ることはなかったのではないかということである。この点については、別の機会に検討することにした。

広島県が補習科を廃止した1950年代後半から1960年代前半は、高校全入運動が盛り上がった時期と重なる。学校への入学が、たった一度の入学試験によって決せられるということへの強い忌避感がそこにはあったのではないか。そうであれば、たとえそれが生徒の希望であったにせよ、そのような

受験戦争に生徒たちを送り込むことに対する抵抗感が、教員の側に根強くあったとしても不思議ではない。大学進学を望む生徒の意向と、あるべき学校の姿を希求する教員の意向とを天秤にかけることは難しいが、教員組合の動向の検討は必要不可欠であろう。

このように広島県が10年余りで補習科を廃したのに対して、隣県である岡山県は補習科を長期間存続させ、現存している。しかも、岡山県では、三大予備校の一つである代々木ゼミナールが進出した後も補習科を存続させ、現存している。代々木ゼミナールは2015(平成27)年の校舎の大規模閉鎖により岡山校を閉鎖した。補習科の存在が閉鎖の原因ではないわけだが、結果的に三大予備校の進出に完全に打ち勝ったということである。次号からは、岡山県について検討を進めていく。

学生課・学生部について⑦

『東北大学五十年史 上』(3)

やまもと ひさし
山本 尚史(長崎女子短期大学)

今号も『東北大学五十年史 上』(以下、五十年史)を見ていきたい。前号では昭和8年の京大事件後、東北帝国大学の学生主事の人事をめぐる、昭和10年に文部省と東北帝国大学法文学部教授会との間で見られた意見の相違と、それによって学生主事が配置できず「学生委員」という形で対応していたことを紹介した。

今号では昭和11年の東北帝国大学の学生課長人事に関する記述を紹介したい。文部省による、より一層の統制強化と、それに対する大学の対応が五十年史には述べられており、東北帝国大学と文部省の関係がうかがえるものとなっている(注1)。

昭和11年、東北帝国大学では学生課長の交代が行われた。この時は法文学部教授の武内義雄が推された。このときの事情を五十年史は、武内述懐をもとに次のように記述している(注2)。

この際大学自治のために文部省に依存することなく、学内にて根本方針を堅持すべきであることを強く主張し、そのためには有力な人材を推すことの必要を認めて、武内教授に兼任を懇願して内諾を得た

この武内の述懐の中で重要になるのは「兼任」である。五十年史によれば、東北帝国大学の「兼任」方針は「文部省はすこぶる歓迎しないことであつた」とされている(注3)。その理由は以下のように説明されている(注4)。

文部省は当時全国の大学高等専門学校¹の学生主事をさらに一段と統轄強化し、文部省出先の大学統制機関とする方針をいよいよはつきり

させつつあつたから、学内教授の学生課長兼任という東北大学の逆行的計画には、強烈に反対した。

しかし東北帝国大学では、教授会、評議会ともに武内を学生課長として「兼任」させることを支持し、それを文部省に認めさせることとなった。

前号紹介した法文学部の新明正道教授が学生主事として兼任するということと、今回の武内義雄教授の学生課長兼任という二つの人事をめぐって、東北帝国大学は文部省と意見が異なっている。結果として東北帝国大学は文部省に人事案を認めさせているが、このことについて五十年史は「東北大学は全国にも例のない教授の学生課長をもち、いわば学生課を大学の側へ文部省からとりあげたのである」という評価をしている(注5)。その背景には「学生をかばおうとして」という東北帝国大学の立ち位置があつたとされているが、この点についてはまたの機会にしたい。

今号はここまでとし、次号以降も紹介を続けたい。

(注1)東北大学『東北大学五十年史 上』1960年、320-323頁。

(注2)同上、322-323頁。

(注3)同上、323頁。

(注4)同上。

(注5)同上。

教育史研究のための大学アーカイブズガイド(4)

—日本の大学アーカイブズの目的と事業—

たなか さとこ

田中 智子(早稲田大学大学史資料センター)

今号では、日本の大学アーカイブズがどのような目的をもって設置され、どのような事業を行っているのか、そして国立と私立で違いはあるのか、ということについて述べていく。これらについて述べるにあたり、筆者は国立11機関、私立18機関の計29機関の規程を収集し¹、分析した。以下、その結果について述べていく。

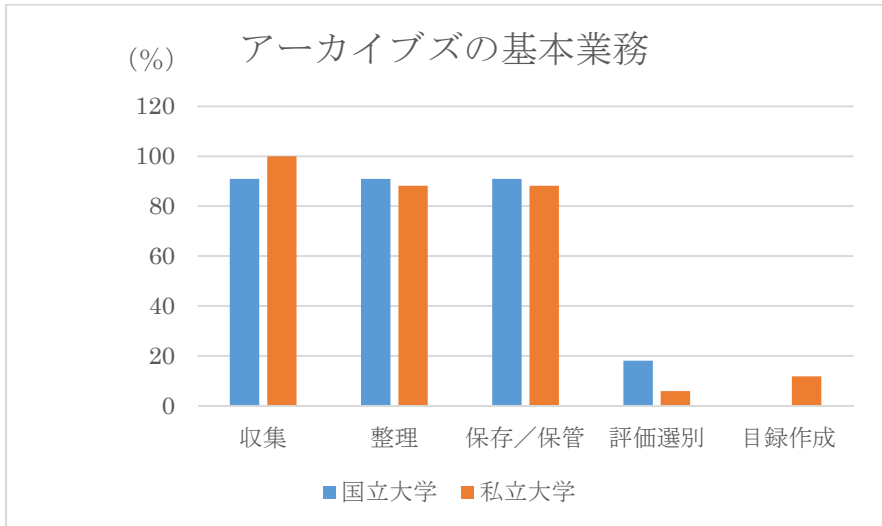
まず目的についてであるが、各機関の規程の目的条項を見ると、国立大学については、国立公文書館等に指定されているアーカイブズが多いこともあって、特定歴史公文書および大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存等をあげているところが多くなっている。これはおそらく、「国立公文書館は、特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする」という、国立公文書館法第四条の規程に準拠したものであるといえるだろう。それに加えて、やはり大学のアーカイブズということもあって、教育・研究に寄与するという文言が多くなっている²。

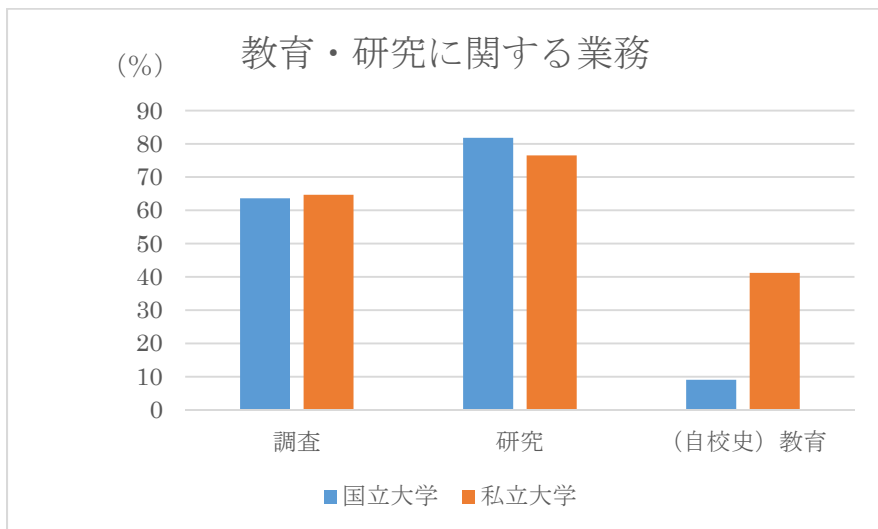
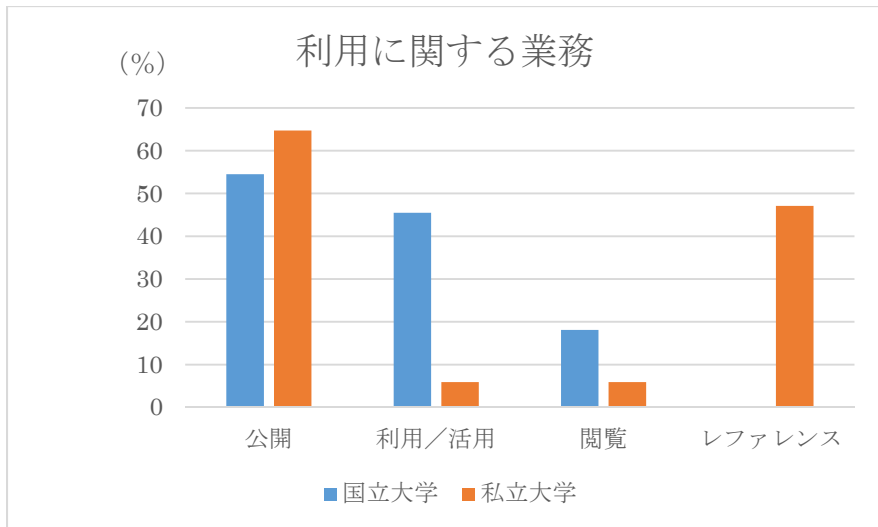
一方、私立大学については、国立大学アーカイブズのそれと比較すると、特定歴史公文書の保存等の文言が消え、代わって大学・学園の発展に資するという文言が最も多くなっている。次いで国立大学と同じく教育・研究に資するが多くなっており、建学の精神を明らかにすることを挙げているところも多い³。

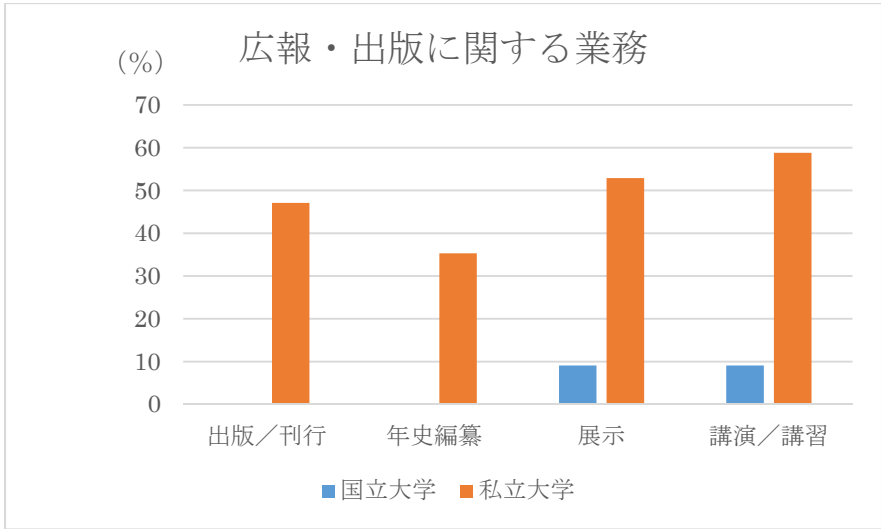
以上のように、国立大学アーカイブズ、特に国立公文書館等の指定を受けているアーカイブズの目的条項においては、国立公文書館の目的でもある特定歴史公文書の保存等に加えて、大学という親組織の性質から、教育・研究に寄与するという文言も多くみられる。他方、私立大学アーカイブズの目

的条項においては、国立と同様に教育・研究に寄与するという文言も多くみられるものの、大学・学園の発展に資する、建学の精神を明らかにするという国立には見られない文言も多くみられる。

次に各大学アーカイブズの事業・業務について見ていく。ここでは各大学アーカイブズの規程中、事業・業務の条項にみられる主な項目を取り上げ、「アーカイブズの基本業務」・「利用に関する業務」・「教育・研究に関する業務」・「広報・出版に関する業務」の4種に分類した。各項目の内訳は、「アーカイブズの基本業務」が収集・整理・保存／保管・評価選別・目録作成、「利用に関する業務」が公開・利用／活用・閲覧・レファレンス、「教育・研究に関する業務」が調査・研究・(自校史)教育、「広報・出版に関する業務」が出版／刊行・年史編纂・展示・講演／講習となっている。これらの項目について、国立・私立それぞれどのくらいの大学アーカイブズが事業として行っているか、その割合をまとめたものが下表である。







以上のグラフをみると、「アーカイブズの基本業務」のうち、収集・整理・保存／保管の項目については、国立大学と私立大学で大きな差は見られない。「教育・研究に関する業務」についても、調査と研究の項目についてはやはり国立と私立で差は見られない。しかし、その他の項目では国立と私立の差が顕著に表れている。国立により多くみられるのは、評価選別・利用／活用・閲覧の項目である。一方、私立により多くみられるのは、レファレンス・(自校史)教育・出版／刊行・年史編纂・展示・講演／講習の項目である。

これらを総合して考えると、国立大学アーカイブズは資料の収集・整理・保存・評価選別・利用・閲覧など、公文書館の基本ともいえる業務を中心に行っていること、そして私立大学アーカイブズは資料の収集・整理・保存のほか、広報・出版などいわばアウトリーチに関する業務も多くこなしていることがわかる。このような差が表れた背景としては、ここに挙げている国立大学アーカイブズの多くが国立公文書館等の指定を受けていること、そして私立大学アーカイブズが大学の広報や教育の一部を担っていることが考えられる。また、国立・私立ともに調査・研究業務は多くの機関で行われている。こ

これは両者とも大学という研究・教育機関の一部であることが影響していると考えられる。

しかしながら、これらの分析はあくまで各大学アーカイブズの規程を分析したものであり、必ずしも実態を反映したものであるとは言えない。そこで次回から事例研究として、個々の大学アーカイブズの事例について述べていく。(つづく)

1 本稿では、ホームページ・紀要・ニュースレター等から規程を入手できた29機関について分析を行った。29機関の内訳は国立大学が大阪大学・金沢大学・九州大学・京都大学・神戸大学・東京大学・東京外国語大学・東京工業大学・名古屋大学・広島大学・北海道大学(計11機関)、私立大学(法人)が愛知医科大学・青山学院・学習院・慶應義塾・恵泉女学園・国土館・淑徳大学・成蹊学園・大東文化大学・同志社大学・東北学院・日本女子大学・明治大学・桃山学院・立教大学・立教学院・立正大学・早稲田大学(計18機関)である。

2 例をあげると、「公文書等の管理に関する法律に基づく特定歴史公文書等及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行い、本学の教職員及び学生並びに一般の利用に供することにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究及び社会貢献に寄与することを目的とする」(「大阪大学アーカイブズ規程」第2条)などである(傍線筆者)。

3 例をあげると、「国土館の歴史に関わる文献、文書及び物品等を収集・整理・保管し、将来に継承して、建学の精神の高揚と学園及びその教育・研究の進展等に資することを目的とする」(「国土館史資料室規程」第2条)などである(傍線筆者)

教育における自治(4) 石田雄『自治』を読む(3)

とみおか まさる
富岡 勝(近畿大学)

前号では石田雄『自治』の記述に沿って、自由民権運動期に自由と不可分の関係のものとしての自治概念がフランシス・リーバーの自治論の翻訳書などを通して英語 selfgovernment の翻訳語として広まっていたことを紹介した。今号では、明治憲法の草案を書いた井上毅によって、英語 selfgovernment の翻訳語としての自治を警戒する見解が1888年ごろに出されていた様子を紹介したい。

「中央自治」へのつながりの否定

石田は、『自治』の「『地方自治』明治憲法体制確立期」と題した章のなかで、井上毅が「自治」という用語を「地方」と結びつける上で鍵を握る人物であったと位置づける。前号で紹介したような自由民権運動期に流布した「自治」は「自由」と結びついており、明治憲法体制が確立したあとに、「自治」といえば「地方自治」と連想されるような状況が、井上の働きが鍵となって作り出されたというのである¹。

では井上は「自治」に関して何をやったのか。石田によれば、「自治」に関する井上の重要な役割は、「自治」が「中央自治」につながることへの否定であった。

井上は1888年10月の「二十一期 自治意見」において、当時政府内で検討されていた府県制の草案に対する意見を述べており、その中で府県制において「自治」を実施することは危険であるとして次のように主張している。本記事では、井上の史料の文脈をはっきりさせるため、石田雄による引用箇所の前後も少し多めに示しておきたい。以下の引用中、石田雄が『自治』のなかで引用している部分は下線で示した。

府県制ニ対シ杞憂ノ一ニヲ具陳シ探採ヲ仰ク

府県制ノ草案ニ依レハ府県ハ純然タル自治ノ区域トナリ府県知事ハ自治団体ノ機関タラントス仮令名義ハ従事ノ如ク行政区画トシ(第二条)府県知事ハ府県参事会ニ名ト共ニ行政官吏タルモ全体ノ組織ニ於テ府県制ハ既ニ郡制及町村制ニ均シク自治団結ノ性質ニ一変シタル上ハ状勢ノ傾ク所斜阪ニ車ヲ走ラスカ如ク府県会ハ其ノ府県ノ最上権ヲ有シ府県知事ハ一ノ贅旄トナリ地方ノ過半ハ中央命令ノ及ハサル所トナリ統一ノ政ハ尾大ニシテ掉ラレサルノ病患ヲ生シ從テ徐勢浸染シテ自治ノ系統ヲ引テ中央政府ニ及ホシ国体国憲ヲ挙テ之ヲ破壊スルノ漸ヲ開クニ至テ止マントス彼ノ米國又ハ英國ニ於ル學者ハ自治ヲ以テ共和ノ異名トシ地方ノ自治ニ止ラスシテ全國ノ自治ヲ説ク者アルハ人ノ普ク知ル所ナリ(リーバー氏ノ自治論ノ如シ)小生ノ杞憂ヲシテ萬一ニモ將來ニ効シアラシメハ或ハ恐ル百年ノ後歴史上ニ於テ我祖宗ノ国体ヲ破リシモノハ府県自治ノ制ナリトノ評論ヲ下ス者アランコトヲ²

つまり、府県制に自治の要素を入れて府県会の権限を強くしてしまうと、府県知事が中央政府から派遣されたものであっても実質的には知事は府県会の大きな影響を受けながら政策を実施するようなことになる恐れがあり、将来、中央政府の命令が地方に十分に反映されなくなるような事態が生じるかもしれない。アメリカやイギリスの学者が「自治」を共和制と結びつけて捉えていることは、日本で「全国の自治」すなわち共和政治を求める人びとによく知られている、したがって府県に自治を認めることは、天皇を主権とする明治憲法体制を将来揺るがしかねないと危惧しているのである。

では、自由民権期に広まった「自治」が中央レベルでの「自治」に結びつかないようにするために、井上はどのように考えたのであろうか。石田によれば、井上は次のように考えたと説明している。

井上はselfgovernmentの原則が当然中央の政府にまで及ぶことを

厳に排し、そのような危険性が少ないドイツ語のSelbstverwaltungという概念をこれと対置する。「独逸ニ於テ『セルプスト、ヘルワルツング』ナル用語ハ地方自治ニ限レル熟字」である点で「英国ノ原語『セルフ、ガバルメント』ハ地方ニ止ラズシテ汎ク民主主義ノ政治ヲ称フルノ名」であることと対比される(『井上毅伝 資料篇第二』、二八頁)³

つまり、井上は英訳の「自治」の原則が中央政府に及ぶことを排除するために、地方自治に限定された意味で使われることの多いドイツ語訳の「自治」を対置させる役割を果たしたと石田は説明している。石田の著書を読んだ限りでは、説得力のある説明である。

井上のさらなる憂慮

ただし、該当する井上の史料「府県自治意見」を読んでもみると、以下のよう
に井上はもう少し悲観的な論を述べている。やや長くなるが重要な点なので、
引用しておきたい(石田の引用箇所を下線で示した)。

府県自治意見

今日世間ニ騒々布自治ト称フルハ其ノ淵源出処ハ元来英国ノ「セルフ、ガバルメント」ト云ヘルヲ翻訳シタルナリ英語「セルフ、ガバルメント」ヲ独逸ニテ翻訳シテ「セルプスト、ヘルワルツング」トシタレドモ、其ノ原語ナル英国ノ「セルフ、ガバルメント」ナル意義ハ到底全ク脱離スルコト能ハザルベシ(英国一派ノ説ヲ除外シ)

英ノ自治ト云ヘル意義ハ自己政府ト云フコトニテ即チ民主政治ノ義ナリ(「ウエプストル」ニ依ル故ニ英国ノ議院及米国ノ国会ハ共ニ自治ノ機関ト云フヘシ〔略〕)

今日自治ノ美ヲ説クノ人ニシテ其ノ実、自治ノ何物タルヲ知ラザルカ如シ何トナレハ其ノ国体論憲法論ニ於テハ君主主義ヲ主張シテ君権ヲ永遠ニ保守セント欲望シナカラ、政治論ニ於テハ自治ヲ以テ主義トシ、而シテ其ノ自家ノ両主義ハ互相抵触シテ両立セザルコトヲ悟ラザルナリ而

シテ又其ノ主義ヲシテ之ヲ実行スルニ適當ノ限閾ヲ越エシメハ其ノ固ヨリ執ル所ノ君主主義ニ向テ切迫ナル危険ヲ招キ洋人ノ所謂自殺ナル結果ヲ生スヘキコトヲ悟ラザルナリ

此誤ハ畢竟独逸書ヲ読ム人々ノ彼ノ独逸ニ於テ「セルプスト、ヘルワルツング」ナル用語ハ地方自治ニ限レル熟字タルヲノミ知テ其ノ祖先タル英国ノ原語「セルフ、ガバルメント」ハ地方ニ止ラズシテ汎ク民主主義ノ政治ヲ称フルノ名ナルコトヲ知ラザルニ由リ、自治ノ用語ヲ輕易ニ看ルノミナラズ又其ノ實際ニ臨ミテモ之ヲ輕易ニ施行セントスルノ致ス所ナルカ如シ⁴

井上の思想の全体像を分析しなくては断定できないが、少なくともこの史料をみる限りでは、井上は英語訳「自治」の代わりにドイツ語訳「自治」を採用しても「自治」の語の影響力は消滅しないとする、より慎重な見解を示している。

この史料に示された井上毅の見解は、「自治」が「地方自治」のみの意味に限定されているような場合でも、状況によっては「自由」と結びついた「自治」が息を吹き返すこともある、という可能性をも示唆しているように感じられて筆者としては興味深い。

次号でも石田雄『自治』を手がかりに井上毅の「自治」に関する見解をもう少し紹介してみたい。

1 石田雄『自治』三省堂、1998年、20頁。

2 『井上毅伝 資料篇第二』國學院大學図書館、1968年、28頁。

5 石田前掲書、21頁

4 前掲『井上毅伝 資料篇第二』、44頁～45頁。

予告 東京大学駒場博物館所蔵第一高等学校絵画資料修復
記念 一知られざる明治期日本画と「一高」の倫理・歴史教育一

とみおか まさる
富岡 勝 (近畿大学)

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 駒場博物館(以下、東大駒場博物館と略)のサイトで、以下のように、同館の特別展示の予告が掲載されている。詳細は同館まで。

<http://museum.c.u-tokyo.ac.jp/exhibition.html#Ichiko2017>

(予告) 東京大学駒場博物館所蔵第一高等学校絵画資料修復記念
一知られざる明治期日本画と「一高」の倫理・歴史教育一

会期 2017年10月14日(土)～12月3日(日)

開館時間 10:00-18:00 (入館は17:30まで)

休館日 火曜 入場料 無料

主催 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 駒場博物館

東大駒場博物館では2014年にも一高歴史画に関する展示を実施しており、今回の一高歴史画修復を記念した記念特別展では、更に充実した内容となること期待される。明治期の一高歴史画を通して、旧制高校史としても日本美術史としても新たな側面が見えてくる展示になりそうで、歴史画導入に関与した明治20年代の一高校長木下広次について研究している富岡としても、大いに期待しているので前もってご案内したい。

参考 一高歴史画とは(2014年の同館展示の告知文より)

<http://museum.c.u-tokyo.ac.jp/2014.html#ichiko2014>

「現在、東京大学駒場博物館には本学教養学部の前身である一高(当時は第一高等中学校)より受け継がれてきた明治期の絵画が所蔵されています。これらの作品のうち30数点は当時構想された歴史参考室におかれるものとして発注され、開校間もない東京美術学校(現、東京芸術大学)の成立に所縁のある画家たちによって制作されたものです。内容は上代から江戸時代に至る歴史上の重要事件や人物、儀礼、風俗に取材したいわゆる「歴史画」であり、国史および倫理の教材としての役割を担っていたと考えられます。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

- 1.(目的)広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
- 2.(記事のテーマ)記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
- 3.(刊行頻度・期間)研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
- 4.(編集委員会・編集世話人)発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
- 5.(執筆者)執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
- 6.(記事の責任)記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
- 7.(記事の種類・分量)記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
- 8.毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
- 9.ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
- 10.ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
- 11.以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

編集後記

海がないといわれる栃木県や山梨県の山間部などで、なんと海水魚のトラフグの養殖を開始しているという。驚。いずれも海水ではなく、地元の地下水を巧みに利用しているようだ。実はここに、大きな魅力がある!らしい。海水ではなく、ミネラルなどが豊富な地下水の環境によって、成育が半年ほど早くなると。さらに、天然トラフグは海中のプランクトン摂取という食物連鎖によって毒化するそうだが、地下水の養殖では理論上毒化しないトラフグも育つのだという。人工的な技術の賜物ながら、自然の摂理からみれば手放しの称賛?とはいかないかな。

(谷本)

前期試験が終わり、オープンキャンパス期間へ突入しました。夏です。前号で梅雨明けを切望していましたが、「酷暑」という表現がぴったりの季節になっています。望むと望まざるとに関わらず自然は厳しいな、と感じています。そしてそれは仕事も同じで夏季休暇が明ければ教員免許講習、保育実習、教育実習、再課程認定と荒波が待っています。なんとか乗り切ります。(山本尚史)

後期から新しく始まる授業の準備で、今月号の原稿を休んでしまいました。授業では、日本の大学の歴史を概観しながら、現在の大学教育をめぐる課題を考えてみたいと思います。どんな授業になるのかわかりませんが、楽しみです。

(山本剛)

時々、小学校・中学校・高校の教員の方々とお話する機会があります。教育の現場では常に教職員の「主体性」が求められ、それが組織や運営の基礎になっていると痛感します。大学の現場でもそれは同じ。私も大学の現場に身を置くものとして、「主体性」を養うために研鑽を積みたくて改めて思うこの頃です。(金澤)

今号まで5回にわたり、アーカイブズ、特に大学アーカイブズの「総論」について述べてきました。次号からはいよいよ「各論」として、各大学アーカイブズ機関およびその所蔵資料の紹介をしていきたいと思います。各機関への現地調査も予定していますので、そのこぼれ話をこの編集後記に書いていければ、などと考えています。乞うご期待?(田中智子)

職場のキャンパス再編の一環として、研究室の引越をやっていきます。正確に数えていませんが、史料や図書などを段ボール箱120箱以上に詰めました。新しい研究室は段ボールの山が廊下にも溢れています。活動スペースの重要性を改めて感じました。史料は何とか残さなければいけませんが、持ち物の精選・整理にも取り組んでいきたいと思っています。(福岡)

福岡女学院資料室に着任して気がつけば5ヶ月が経過しようとしています。福岡にお越しの際は、是非、資料室にお立ち寄りください。(井上)

7月末に和崎さんの職場、京都市学校歴史博物館に中国人留学生40人を連れてお邪魔しました。わずか1時間弱の滞在時間では見切れないほどに工夫された展示物と分かりやすいキャプションがあり、学校には全く興味のなかった留学生達も熱心に見入っていました。



和崎さんのオープニングレクチャー



オルガン生演奏に聴き入る留学生



昔の机に興味津々。うちの学校と同じ!との声もあったり。



石版に触れるのは初めて。思い思いに字や画を描いて賑わうコーナー

私が注目したのが小学校会社の金庫。現代的な単なる小学校では無い当時の番組小学校の性格が理解できます。



和崎さんの手慣れた感じの端的な解説と館員さんのオルガン生演奏などのお持てなしが良かったことも勿論ですが、何よりも館員の皆さんがいい笑顔でした。「組織は人」を実感するひとときを過ごさせてもらいました。(小宮山)

本ニューズレターPDFファイルをダウンロードして印刷される際、Adobe Reader などのソフトの「小冊子印刷」機能を利用してA4サイズ両面刷りに設定すればA5サイズの小冊子にすることができます。